

平成26年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

平成26年12月16日(火)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第45号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第46号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第47号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第48号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第49号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第50号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第52号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第53号 旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定について
- 第 9 議案第54号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第55号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第56号 永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結について
- 第12 議案第57号 永平寺町新消防庁舎新築工事(電気設備工事)の請負契約締結について
- 第13 議案第58号 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の請負契約締結について
- 第14 請願第 1号 子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願
- 第15 こしの国広域事務組合議会議員の選挙について
- 第16 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 5 0 号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 2 号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 3 号 旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定について
- 第 9 議案第 5 4 号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 5 5 号 指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 5 6 号 永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結について
- 第 1 2 議案第 5 7 号 永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の請負契約締結について
- 第 1 3 議案第 5 8 号 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の請負契約締結について
- 第 1 4 請願第 1 号 子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願
追加日程第 1 発議第 8 号
子ども医療費無料化に関する意見書について
- 第 1 5 こしの国広域事務組合議会議員の選挙について
- 第 1 6 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（18名）

- 1 番 上 坂 久 則 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君

- 3番 長谷川 治 人 君
 4番 朝 井 征一郎 君
 5番 酒 井 要 君
 6番 江 守 勲 君
 7番 小 畑 傳 君
 8番 上 田 誠 君
 9番 金 元 直 栄 君
 10番 樂 間 薫 君
 11番 齋 藤 則 男 君
 12番 伊 藤 博 夫 君
 13番 奥 野 正 司 君
 14番 中 村 勘太郎 君
 15番 川 治 孝 行 君
 16番 長 岡 千恵子 君
 17番 多 田 憲 治 君
 18番 川 崎 直 文 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

- | | | |
|-------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 河 合 永 充 君 |
| 副 町 | 長 | 平 野 信 二 君 |
| 教 育 | 長 | 宮 崎 義 幸 君 |
| 消 防 | 長 | 竹 内 貞 美 君 |
| 総 務 課 | 長 | 山 下 誠 君 |
| 企 画 財 政 課 | 長 | 山 口 真 君 |
| 会 計 課 | 長 | 清 水 和 子 君 |
| 税 務 課 | 長 | 埴 山 英 孝 君 |
| 住 民 生 活 課 | 長 | 野 崎 俊 也 君 |
| 福 祉 保 健 課 | 長 | 森 近 秀 之 君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 藤 永 裕 弘 君 |
| 農 林 課 | 長 | 小 林 良 一 君 |

商工観光課長	川上昇司君
建設課長	平林竜一君
上下水道課長	太喜雅美君
永平寺支所長	山田幸稔君
上志比支所長	山田孝明君
学校教育課長	南部顕浩君
生涯学習課長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長	清水満君
書記	吉川貞夫君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに15日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第45号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第46号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第47号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第48号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第49号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 日程第1、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第5、議案第49号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第49号までの5件を一括議題とすることに決定しました。

本件は、去る平成26年12月2日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出され

ております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。

議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第46号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、同じく議案第47号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、同じく議案第48号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、同じく議案第49号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての5件については、去る平成26年12月2日、平成26年第6回永平寺町議会定例会議に一括上程され、当予算決算常任委員会に付託された議案であります。

同委員会は、委員全員にて、12月11日に、各課毎に質疑応答による慎重なる審議をし、採決を行いました。なお、質疑内容については、提出いたしました別紙のとおりであります。

よって、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算については、賛成多数にて可決です。

次に、議案第46号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算並びに議案第47号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算並びに議案第48号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算並びに議案第49号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算については、賛成全員にて可決です。

以上、議案第45号から議案第49号までの報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより、日程第1、議案第45号から日程第5、議案第49号までの5件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

○9番（金元直栄君） 討論前に質問。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私、今度の補正予算については反対の立場はとりません。

ただ、いわゆるマイナンバー制度の導入による、非常にこれから国民に対する大きい問題がありますので、これは住基番号の交付やこれからのマイナンバーの交付ということで二重番号の交付や、本当に税の公平性とはいうものの非常に問題が大きいということで、これについては私は実質反対の立場です。

ただ、本予算には、小学校とか学校のいわゆるエアコン導入への布石などの予算などもありますので、自席にて僕は棄権の立場をとっていきます。反対はしません。

○議長（川崎直文君） 討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第45号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第46号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第46号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第47号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第47号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第48号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第48号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第49号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第49号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第6 議案第50号 永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第6、議案第50号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年12月2日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 議案第50号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを当教育民生常任委員会で協議をいたしました。

この議案につきましては、コンビニ交付と自動交付機による証明書を、現行の3種類を5種類に拡大するという条例の改正であります。

主な意見及び質問では、コンビニ交付は大変便利であるというご意見や、現行の住基カードはコンビニ交付になっても利用できるのかということでありました。このことにつきましては、基本的には利用できるということですが、ふえた2種類については、役場で別途手続が必要の上、利用できるということでありませぬ。今後につきましては、マイナンバー制度導入時には、それに基づくカードにより、また利用できるというところがございます。

協議の結果、この条例につきましては、委員会として可決ということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今回の議案第50号ですが、永平寺町住民基本台帳カードの

利用に関する条例の一部を改正する条例の制定だということです。単純に言えば、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明、戸籍全部証明とか戸籍附票の写しとか、いわゆる所得課税証明書が発行されるという話です。

でも、私はこのやり方について言いますと、いわゆる国民総背番号制で税の公平性などを確保するためにという導入の説明がありました。これは先ほどの補正予算のところでも言いましたけれども、大金持ちには、例えばタックス・ヘイヴンも含めたいろんな税逃れの手続が、いわゆる国も見て見ぬふりの状況の中で、庶民にだけ強化するというのは問題ですし、なおかつコンビニといえば、やはりアルバイト主流の業務運営になっている中で重要書類の発行というのは、私は便利性はあってもそれ以上に事故の心配が非常に大きいということがあります。

それに、これまで総務省が奨励して、いわゆる住基番号と言われる住民基本番号というのを付与されてきました。これとの二重取得が一定期間続くというのも問題だと思います。

その総括もなしに、単純にこれまでやってきたことを、いわゆるガラガラポンと言われるご破算にして新しい住基カードに置きかえるというやり方、本町の入り口にあるいわゆる自動交付機についても、来年の3月ですか、をもって交付を停止する。これは決して住民サービスの向上になるとは、私、言えないと思うんですね。

それらを考えると、単純に便利性だけの問題ではなしに、こういうやり方については問題があると思っているので、反対の立場をとっていきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 今ほどは、金元議員のほうから反対意見がございましたが、私は町民の立場に立って、やはり最も大事なのは町民目線での利用がどうかということかと思っております。そういう意味では、非常にコンビニというのは便利なツールであると思っております。

よって、この議案に賛成をいたします。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 討論をさせていただきます。

私は、この制度について全てが反対ではないと思っております。今後、いろんな社会情勢、またいろんな考えからいくと、この自動交付については全てが悪い

というふうには思っておりません。

ただ、前のときも言ったんですが、住基カードのとき、当町だけが先行して行いました。そのときの答弁には、これは全国的に全町村がやっていますよというふうな話でありました。しかしながら、結果的に福井県でもあわら市と永平寺町が、先行した2つの自治体だけが行う形でありました。そういうことも検証もせず、また今後、こういうことで永平寺町もまた先行して行うわけですが、セキュリティの問題、またそれから事故の問題を考えると、全てこの問題について賛成できるものではありません。

そういうことから、今回はこの案につきましては保留、棄権とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） コンビニにおける証明書の交付に関しましては、例えば県内だけでなく、県外に出かけたときにも、そのコンビニによって証明書を発行することができるようになるというふうに考えます。

ということから考えますと、いつ、どこでも自分の自分に必要な証明書を手に入れることが可能だということになりますので、そういったことを考えますと、やはりコンビニに移行するということは必要なことと思いますので、私はこの件に関しましては賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 私もこの件に関しまして賛成の立場で申し述べます。

窓口で発行することに対しまして、コンビニ発行ができますと、今、行政サイドでは非常に合理化、効率化が求められていますが、住民も、町民もその至近の、自分のいるところの近くのコンビニで発行ができますし、町職員の方の、何ていいますか、提携業務の効率化にも資すると思います。

それから、前に住基カードの件もちょっとお話がありましたが、今、国が進めているこの制度によりますと、従来よりもセキュリティ対策も進んでいると、研究されているというふうに私は認識していますので、これを可決することに賛成であります。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第50号、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(川崎直文君) 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第7 議案第52号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第7、議案第52号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年12月2日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 議案第52号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例につきましては、自動交付機を利用した場合の料金を窓口交付と同等の料金に改正するものであります。

当委員会で協議の結果、この条例につきましては可決となりました。

以上です。

○議長(川崎直文君) これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番(金元直栄君) 質問、1つある。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 質問できんぞ、普通。委員、委員会やで。

○1番(上坂久則君) 委員会に出席しとるならしたらあかんやろう。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) したらあかんじゃない。普通できん

できないと思うけどな。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 1つだけ確認したいんですが、来年の、いわゆるこの料金が200円からもとの値段に、300円とか350円とかに戻るときにマイナンバーが交付されるとすれば、全員にそのカードは渡るんですか。それだけ確認します。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 私の認識では、役場に申請された方については交付をするというふうに聞いておりますが、もしも違ったら補足のほうをお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、マイナンバーの通知でございますけれども、これは27年10月に紙ベースをもって通知が行きます。これにつきましては4種の情報が入っております。紙の券に、氏名、住所、生年月日、性別、これが基本4情報でございます。この後に、28年の1月から、それに基づいてマイナンバーに交換される方は順次カードに変わっていくといった形になってございます。以上でございます。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はありませんでしょうか。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、この条例ですが、いわゆる本庁の入り口にある自動交付機の利用、200円ですが、来年の4月1日からそれをもとに戻すという話です。これ安くしたのは、いわゆる住基番号、それを利用した自動交付機の利用普及を図るために料金を安くしたということでありました。

ところが、今度、今聞いてみますと、住基番号が交付されるのが27年の10月ごろ、カードの発行はそのずっと後になるという話です。僕は、そういう意味では、確かにコンビニ利用した場合、コンビニへの手数料、123円ですか、かかるという話で、その支払いに大変だとは思いますが、僕はまだ先行きはつきり決まってもいないことをここで事を急いでコンビニに切りかえる、空白の期間が生まれるというのは、僕はやっぱり性急だと。福井県は割と早く取り組むと

いう話ですけれども、全国的にはいわゆるコンビニ交付を始めようというのは4割程度だという話も聞いていました。これはやっぱり、それは状況を見ながら進めていくのが相当で、料金まで改定して事を進めるというのは私は問題だと思っています。

よって、反対の立場をとります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 今ほど、議案第50号にありますとおり、コンビニ交付によりまして証明書の発行が3種から5種に変わるということと、その便利性をここであらわしているわけですが、それに伴う料金も、やはり上がるのもやむを得ないということで、52号に賛成をいたします。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は、先ほどの議案のとおり、コンビニ交付に変わることに対しては反対はいたしません。むしろ賛成いたします。ですけれども、証明書の交付に関して、コンビニ交付になることによって利便性が非常に高くなる、これは非常にいいことだと思いますけれども、それに伴い必然的にコンビニに支払う料金が発生する、これもやむを得ないことと思います。

例えば銀行のATMで考えていただいても、時間外に利用すれば手数料が増額になったり、あるいは無料のものが有料になったりしています。その点を考えますと、自動交付機では1枚当たり証明書を交付してもらうのに手数料というのが発生はしてなかったと思います。機械の減価償却料だけがかかっていたと思います。

ですけれども、コンビニ交付に変わるということになりますと、必ず1件につき一定の手数料の発生が認められます。ということを考えますと、この条例でいう窓口交付と同額ではなくて、窓口交付の料金にプラス、コンビニの手数料の料金を付加することが、ある意味、公平性を保つためには必要というふうに考えて、私はこの条例に対して反対をとらせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第52号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第8 議案第53号 旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第8、議案第53号、旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年12月2日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会より、議案第53号、旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定についての委員長からの報告をさせていただきます。

総務常任委員会の開催日時は12月12日9時より、出席委員6名、また理事者におきましては、町長、副町長、消防長、総務課長以下、所管課長、理事者の出席を求めまして委員会を開催させていただきました。

議題におきましての内容でございますけれども、この条例の制定は、登録有形文化財に指定されている旧永平寺口駅舎を保存、活用し、地域住民の交流と情報発信を目的として、名称を旧永平寺口駅舎地域交流館と称し、展示スペース及び地域交流スペース、談話室の施設を構成し、地域の方々が設置目的の範囲内で自由に活用する施設の内容であることを確認させていただきました。

また、主な意見といたしましては、名称について、理事者からの永平寺口駅舎地域交流館との提案がございましたが、いろいろな意見をいただきました。その中では旧東古市駅舎がよいのではというような意見もあり、協議をしました結果、東古市地区では平成14年に駅舎名を協議され決定されているというようなことから、地域の方々の意見を尊重し、これに意見を交わしたわけでございます。

また、施設利用の地域住民の範囲につきましては、永平寺町全町民、その他団体の活用施設であることを確認させていただきました。

また、情報発信内容につきましては、大本山永平寺や東古市の情報、また旧永平寺口駅舎鉄道の歴史などを発信するという事で確認をさせていただきました。

また、当施設に掲げる展示スペース、また地域交流スペースにおきましては、継電伝導盤等、鉄道に関する備品等や地域活動の写真パネル及び地域の方々のそういった活動作品を展示するという展示スペース、また地域交流スペースにおきましては、テレビ画像にて大本山永平寺や門前街のPRを実施するという事で確認をさせていただきました。

当施設の規則につきましては、今のところ考えていないが、必要があれば定める必要があるというふうに確認をさせていただきました。

また、利益目的の利用についてという事で確認をさせていただきましたが、それは一切認めていないが、地域のバザー等々は認め、幅広く地域の方々に活用していただくという事を確認させていただきました。

また、施設の管理、清掃等につきましては地元の東古市地区へ委託し、施錠はえち鉄の職員が行い、またこの施設の所管課は生涯学習課にて管理をさせていただくという事で確認をさせていただきました。

また、いろいろ多くの方々に楽しく活用していただくために、この施設の愛称ということでの意見がありまして、これにつきましては今後検討するという事で確認をしたところでございます。

したがいまして、本総務常任委員会におきましては、全員が賛成にて、この条例提案について可決をさせていただいたところでございます。

どうかご審議賜りまして、妥当なご決議をお願いいたすところでございます。
以上でございます。

○議長（川崎直文君） これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、委員長に論議とか論戦を望んでいるわけではございません。

ただ、私の立場としてぜひやっぱり皆さんに訴えたいのは、この名称の問題が一つです。旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定についてですから、私は、この旧永平寺口駅舎という名称についても新しい名前だと思っています。特に古い地名とか名称には、歴史も、思い出も、意味もあると思っています。これらを、

ここでいいますと旧、旧という名前がつけば、本来でいえば東古市駅でありますから、そういう名称、歴史的にはやっぱり交通の要衝でもあり、定期的には市が立ったであろう、そういう地名でありますから、それらを残すことを非常に私は望んでいたんでありますが、これではちょっと寂しいなと思うのが一つです。

もう一つ、委員会の論議の中で情報発信をここでしたいという話ですが、大本山永平寺や東古市の情報または旧永平寺口駅舎、鉄道、歴史などを発信ということでもありますけれども、私は情報は、もし情報を発信するなら狭い意味での情報ではなしに、近隣も含め県内の多様な、競争する、競合するような県外のはあんまり求めないと言うと怒られるかも知らんですが、近隣も含め、県内の多様な情報発信をやっぱり心がけてほしいなと思うところです。ぜひそれらをお願いしたいところですが、いかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、前段のこの永平寺口駅舎名、これについて、これもいろいろ勉強させていただきましたが、これはかなりの歴史があって、えちぜん鉄道開通ということで開通が明治43年10月ごろに私鉄の許可が出まして、明治45年3月に着工されてこの鉄道ができていたというようなことで、この時代には開業当初から永平寺駅ということでここに資料がございます。

また、これからまた経過しまして、いろいろな時代の流れで永平寺鉄道と名称を改めまして会社を設立し、今現在にこの。その当時は、大正14年に、そういった9月ごろに同時に永平寺駅が永平寺口駅にというように改められております。そのころから曹洞宗大本山の永平寺門前駅というのを本山のほうに新設されたというようなこともあります。また、それから経過しまして、昭和19年のときに京福電鉄、これは皆さんもご存じのとおりですけれども、京福電鉄に名称が変更されておまして、そのときに、これは昭和19年12月1日ですけれども、その駅名を東古市駅に名称を変更されております。

また、その後、ご存じのとおり、えちぜん鉄道に京福電鉄がありまして、それがえちぜん鉄道になりました。そのときに、平成14年1月、東古市の総会の初寄り合いにてそういった名称のことについて議決をしております。それで、現在までの東古市駅を、えちぜん鉄道になったときぐらいから永平寺口駅ということで、そのときのこういうふうな細かいことをございますけれども、誰ひとり異論はなかったというようなご決議が出ているところでございます。

先ほども申しましたが、地域の方々の憩いの場でないですけど、地域の活性のする場所でございますので、地域の方々がそういうふう盛り上げていただいて、そういった賛同して、地域の方々が力を合わせてやっていく上で、我々こういう論議、いろいろな駅名はあると思いますけれども、やはり地域の方が永平寺口駅がいいということで決議をされているので、これを重んじたいというふうに思っておるところでございます。

また、情報発信ということで本山または門前街のPRと、委員会的时候にそういったこととお聞きしましたが、今、金元議員さんのように、県内外にも情報発信するように幅広くこれを発信したら、そういう時代でなかろうかということで、これもごもつとも、それは私ども反論するつもりはございませんけれども、そういうふうにしていただければ幸いかと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第53号、旧永平寺口駅舎地域交流館条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第9 議案第54号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第9、議案第54号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年12月2日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

- 教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 議案第54号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、産科医療補償制度の見直しにより減額分を出産育児一時金に加算して「39万円」を「40万4,000円」とするものであり、総額といたしましては42万円を堅持するものであります。

当委員会で協議した結果、可決でございます。

- 議長（川崎直文君） これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第54号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第10 議案第55号 指定管理者の指定について～

- 議長（川崎直文君） 次に、日程第10、議案第55号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年12月2日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

- 教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 議案第55号、指定管理者の指定についてであります。本議案は、永平寺老人センター永寿苑、松岡デイサービス

センター、永平寺デイサービスセンター、上志比デイサービスセンターの4施設の指定管理者を社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会に指定するものであります。

この件の主な意見といたしまして、施設の修繕、改修の費用は協議事項となっておりますが、費用分担は明確にするべきではないか。あるいは、施設利用についても指定管理者任せではなく、町も積極的にチェック確認する必要があるのではないかというような意見が出ました。町当局におかれましても、施設利用についてはモニタリング制度を導入しながら定期的に社協との協議をし、住民サービスの向上に資したいというような回答もいただきました。

採決の結果、当委員会では可決という結果になりました。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第55号、指定管理者の指定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第11 議案第56号 永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結について～

～日程第12 議案第57号 永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の請負契約締結について～

～日程第13 議案第58号 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の請負契約締結について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第11、議案第56号、永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結についてから日程第13、議案第58号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の請負契約締結についてまでの3件

を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第56号から日程第13、議案第58号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程されました議案第56号、永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結についてから議案第58号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の請負契約締結についてまでの提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第56号、永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結についての本入札は12月3日に執行され、また、議案第57号、永平寺町新消防庁舎新築工事(電気設備工事)並びに議案第58号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の請負契約締結についての本入札2件は10月15日に執行されており、契約相手方と請負契約締結をするに当たり契約金額が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これら議案3件の契約金額、契約相手方等につきまして、この後、担当課によりご説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 消防長。

○消防長(竹内貞美君) それでは、ただいま一括上程していただきました議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第56号、永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結についてでございます。

本件は、12月3日に3社が参加し入札が執行され、契約相手方と請負契約締結をするに当たり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要につきましては、工事名が永平寺町新消防庁舎新築工事。契約方法は条件つき一般競争入札。契約金額は5億7,215万1,600円、うち消費

税相当額が4,238万1,600円でございます。契約の相手方は、株式会社見谷組、永和建设工業株式会社特定建設工事共同企業体。代表構成員、福井県福井市丸山1丁目1118番地、株式会社見谷組、代表取締役、見谷貞次。構成員、福井県吉田郡永平寺町諏訪間1の8、永和建设工業株式会社、代表取締役、天谷大門。

以上でございます。

続きまして、議案第57号、永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の請負契約締結についてでございます。

本件は、12月15日に6社が参加し入札が執行され、契約相手方と請負契約締結をするに当たり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要につきましては、工事名が永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）。契約方法は条件つき一般競争入札。契約金額は7,981万2,000円、うち消費税相当額591万2,000円でございます。契約の相手方は、伊藤電機設備株式会社、株式会社豊島電工松岡営業所、永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）特定建設工事共同企業体。代表構成員が、福井県福井市順化2丁目2番1号、伊藤電機設備株式会社、代表取締役、伊藤仁一郎。構成員、福井県吉田郡永平寺町松岡芝原1丁目88、株式会社豊島電工松岡営業所、所長、山本善忠。

以上でございます。

続きまして、議案第58号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事についてでございます。

本件は、10月15日に2社が参加し入札が執行され、契約相手方と請負契約を締結するに当たり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要につきましては、工事名が消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事。契約方法は、郵送による一般競争入札でございます。契約金額が4億2,984万円、うち消費税相当額3,184万円でございます。契約の相手方は、石川県金沢市南町4の47、沖電気工業株式会社北陸支店、支店長、杉岡亮輔でございます。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより、議案第56号から議案第58号、3件の質疑に入

ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） その前にちょっと進め方ですが、今、上程は一括上程で案件の説明もそういう説明でしたが、採決の場合は1件1件やるんですか。それとも一括でやるんですか。

○議長（川崎直文君） 採決は1件1件行います。

○9番（金元直栄君） はい。

それでは、私、消防庁舎の今度の新しい建て方については、前から言っているように、開発センターを撤去して、いわゆる永平寺の支所と一緒にきちっとしたもので建てるべきだという主張をしております。それに変わりはありません。

その姿勢は変わらないんですが、新築工事のところの一つお聞きしたいのが、前回、10月15日ですか、10月15日やね。10月15日、不調になったときの説明では、設計単価が随分上がっていて合わないんだと、だから不調だということでございました。でも、どれだけ見直したのかというところを質問してお聞きしましたところ、単価変更は870万、率にして1.5%なんですね。これで不調に終わるということは、僕はちょっと考えられんですね。

それは、確かに今、いろんなことで手がないというような発言もその業者がしている面もあるんかは知らんですが、僕はこういう時期に公共事業を請け負うときに自治体に、以前、旧松岡が赤字再建団体になったときに工事入札でいろいろなことをやりました。そのときに、業界としてこれ以下では入札に応ずるなどという指令を出していたことがあったんですね。どうも見ていると、そういうことがあったんでないか。町には直接関係ないかもしれないけれども、そういう入札へ臨む業者に対してどう臨むかということも、行政としては考えなければいけないのではないかなと思っていますところ。その辺、答弁あれば答えていただければ結構です。

電気工事もいわゆる本体工事に附帯しているということで、これについても私は、後で討論に立ちますけれども、いいとは言いません。

ただ、デジタル工事については、これは喫緊の課題ですので、私はやっぱりどうあっても整備するというのは反対の立場をとりません。これはそういう立場を示していきますので、今、質問と同時に何かあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 消防庁舎の建築工事につきましては3回の入札をさせていただいた。これ経緯、経過でございますけど、まず1回目は、1, 400点以上の経営審査事項の総合点を加味させていただいて、また町内の構成員の資格につきましても永平寺町内の建設業の、持っておられる、特定建設業の業者との構成についての許可をしておりました。

しかしながら、今、品質確保の条例も改正される中で、非常に設計価格が、本来の落札価格であるといった国の状況、これは全国で広がっております。そういった中で資材の高騰等々もございまして、やはり2回目の入札につきましては、そういった面で業者との折り合いがどうしてもつかなかったといった形になってございます。

3回目は、先ほど消防長のほうからご説明させていただいたとおりの落札結果ということになってございますけれども、やはりそういった面で物価上昇の部分の見込みを再度計算をさせていただいた上での状況での結果ということになってございますので、全国的なそういった流れの中、今回は最終的に物価上昇率の分を見て再度させていただいたというのが経緯、経過でございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 先ほど言いましたけど、今の入札の状況は聞きました。先ほど言いましたけど、基本的には今の建て方、今度の新しい建て方には反対だというのは変わりません。

ただ、事態が事態だけに、消防、防災の拠点の建設ですから、これにいわゆる反対者がいるというのも何かなと思うので、私は討論はせずに退席して、全会一致になればいいなと思っています。退席すれば全会一致、自席では多数決になりますので。

ただ、やっぱり町民にとって防災の拠点をつくるというのを、僕は今度のやり方がいいとは思いませんでした。だから本来でいったら、防災の拠点として、整備はどうあるべきかという立場から出発した一番いい建て方を行政としてね。町長がかわるといふ、そういう経過の中でややこしいこともあったかもしれませんが、これからの問題についていふと、行政財産、それもそういう町民の命にかかわる問題については正面から、やっぱり避けずに行政の中でも十分論議を尽くし

て進めていただきたいという思いはあります。そういう立場で反対はしませんので、退席してこの議決にはかかわりません。

ただし、デジタルについてはまた呼んでください。入ってきてちゃんとその採決には加わりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 討論のときに言おうかと思つたんですが、討論のときには割愛して、今ここで意見を述べて、同じく退席したいと思ひます。

新消防庁舎の新築につきましては反対というより、むしろ常に推進の立場をとつてきました。

しかしながら、開発センターを再利用することについては多くの課題、問題を残しているということでありました。土地の利用であつたり建て方であつたり、いろいろな形での問題もあつたと思ひます。前回の議会においても、特別委員会でも賛成反対同数という結果になりました。委員長判断で最終的には開発センターを改修して行うというような形に決まりましたが、そういうことを考えますと、考慮しますと、まだ課題はあると思ひます。

そういう立場から、この第57号と58号については、先ほど金元議員も言いましたが、住民の安全、安心を守る拠点をつくることに関しては何ら反対するものではありませんので、しかしながらその建て方云々については問題があるので、この採決には加わらなく退席したいと思ひますので、私もそういう立場をとらせていただきます。

討論で言おうかと思つたんですが、そういう形で発言させていただいて退席をしたいと思ひます。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これより、日程第11、議案第56号から日程第13、議案第58号までの3件について1件ごとに行ひます。

日程第11、議案第56号、永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第56号、永平寺町新消防庁舎新築工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

日程第12、議案第57号、永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の請負契約締結について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第57号、永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第58号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の請負契約締結について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第58号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 11 時 分 休憩）

（午前 11 時 分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの議案第 56 号から議案第 58 号までの提案理由の中で追加説明と一部修正があります。

消防長。

○消防長（竹内貞美君） 先ほどの補足説明で再度確認という形でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第 56 号の新消防庁舎につきましては、入札日が 12 月 3 日でございます。また、議案第 57 号の新消防庁舎の電気設備工事、また議案第 58 号の消防救急デジタル無線・高機能消防指令センターにつきましては 10 月 15 日でございます。

そしてまた、先ほど私の議案第 58 号の補足説明で、入札方法は郵送による指名競争入札、「一般」と申しましたけれども指名でございますので、訂正をさせていただきます。

以上です。

～日程第 14 請願第 1 号 子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第 14、請願第 1 号、子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願の件を議題とします。

本件は、去る平成 26 年 12 月 2 日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2 番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 請願第 1 号、子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願であります。

これにつきましては、本県並びに本町におかれましては、全国的に下がって

る出生数、少子化現象に歯どめをかけ、そして向上させるために、保護者の負担を軽減をする目的で子ども医療費の助成制度を行っております。その助成制度の支給方法を償還払い制度から窓口無料化に変更していただきたいという請願であります。

このことについては、以前より当議会におかれましてもそういうような意見は出ておりました。そういうことも勘案いたしまして当委員会で協議した結果、採択するという結論を出させていただきました。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。請願第1号、子どもの医療費助成制度の窓口無料化についての請願の件を委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択されました。

暫時休憩します。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時26分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま、滝波君外4名から発議第8号、子どもの医療費無料化に関する意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第8号 子ども医療費無料化に関する意見書について～

○議長（川崎直文君） 追加日程第1、発議第8号、子ども医療費無料化に関する意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君）

発議第8号

子ども医療費無料化に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成26年12月16日

永平寺町議会議長 川崎直文様

提出者	永平寺町議会議員	滝波 登喜男
賛成者	永平寺町議会議員	金元 直栄
〃	〃	小畑 傳
〃	〃	上田 誠
〃	〃	長岡 千恵子

子ども医療費無料化に関する意見書

子どもの病気の早期発見・早期治療を支える環境が極めて大切になっている。本町においては、子育て支援の施策として「子育て支援医療費助成」を実施し、年齢対象の拡大、自動償還払いの実施など、その充実に努力しているところである。

しかしながら、町民からは、医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払う必要のない、現物給付方式の実施が求められている。

よって、福井県におかれては、すべての医療機関窓口における無料化を進めるため、子どもの医療費助成方式を償還払い方式から現物給付方式に変更するよう

強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年12月 日

福井県知事 西川一誠 殿

永平寺町議会

以上です。

○議長（川崎直文君） 提案理由の説明を求めます。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 本県及び本町につきましては、少子・高齢化あるいは人口減少の対策の一つといたしまして、子どもを育てやすい環境整備をしております。その中で子どもの医療費助成制度があるわけですが、この意見書に書かれてあるとおり、医療費の支給方法について、償還払い制度から現物支給いわゆる窓口無料化に変更していただきたいというものであります。

このことにつきましては、以前から町当局にもお願いをしているところですが、なかなか制度として難しい部分があります。本町は中学3年生まで医療費無料化をしておりますが、各市町におかれましては、医療制度の内容が少し違っているという関係がありまして、医療機関からの窓口給付ということはなかなか現実的にはならないということがあります。

そこで、県といたしまして、小学校3年生まで医療費無料化を県の制度として行っているところでもありますので、まずは県知事宛てにこの意見書を出すことによって、県として、県全体として医療機関での窓口無料化になるような努力をしていただくよう意見書を提出するものであります。

ぜひ内容をご理解いただき、ご賛同いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第8号、子ども医療費無料化に関する意見書についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を県知事に提出することに決定しました。

～日程第15 こしの国広域事務組合議会議員の選挙について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第15、こしの国広域事務組合議会議員の選挙についての件を議題とします。

こしの国広域事務組合同規約第5条第3項による組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

こしの国広域事務組合議会議員に、9番、金元君を指名します。

お諮りします。

9番、金元君をこしの国広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました金元君がこしの国広域事務組合議会議員の

当選人と決定しました。

ただいまこしの国広域事務組合議会議員に当選されました金元君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第16 閉会中の継続調査の申出～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第16、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

暫時休憩します。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る12月2日開会以来15日間にわたり、その間、

提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願い申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第6回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成26年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、14日に実施されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査では、降雪により足元の悪い中での投開票となりましたが、投票管理者や町選挙管理委員会を初めとする関係各位のご尽力のもと、大過なく無事終了することができましたこと、厚く御礼申し上げます。

日と同じくして、災害時の応援体制や福井大学附属病院との連携強化を図る「つながれ地域の絆～学ぼう！災害時の応急手当～」事業が緑の村ふれあいセンターで開催され、幅広い世代から参加をいただきました。本年1月に、互いの知的、人的、物的資源を活用して防災対策やまちづくり事業、医療、福祉の連携を進めるため、福井大学との包括的連携の締結をいたしましたが、これから日本を代表する知の交流拠点を目指して、地域が元気になるようさまざまな事業の連携を図り、地域発展のために活用していく予定であります。

今後の町政の推進に当たっては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら住民生活の向上を図り、観光、農業、商工業など新たなブランド発信や地域産業に新しい活力を生み出し、町の魅力を高めながら、町民がまちづくりの主役となる活力ある新しいまちづくりの実現に向け発展させてまいります。

道の駅整備事業を初め、観光まちなみ魅力アップ事業、ふるさと創造プロジェクト事業、平成30年開催の福井しあわせ元気国体など、重要な事業につつまし

ては、ご意見をいただきながら、完成に向けて着実に整備を進めてまいります。

また、当初予算編成に当たりましては、予算決算常任委員会や議会事務事業評価のご意見を尊重するとともに、新規事業を含めた継続事業においても、事業の必要性や費用対効果などを見きわめ、効率的でより効果的な予算編成を行い、一層の行財政改革も進めてまいります。

これから大変寒さの厳しい季節を迎えましたが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員